

## 鈴鹿市都市マスタープランの一部改定について

都市整備部都市計画課

### 1. 一部改定の趣旨

新名神高速道路が開通し、東名阪自動車道と併せて新たな高速道路網が整備されたことから、市街化区域から離れた地域においても産業の開発需要が高まってきています。

しかしながら、新たな産業の立地誘導を図るに当たり、市街化区域から距離があるため、労働力の確保が課題となります。このような背景から、本市では、鈴鹿市都市マスタープランにおける都市づくりの方針を示す箇所の一部改定に取り組んでいます。

### 2. 意見応募の対象範囲

鈴鹿市都市マスタープラン

第3章「土地利用方針とテーマ別都市づくりの方針」

#### 3 テーマ別都市づくりの方針

##### (1) 活力ある都市づくり

③ 新たな産業や広域交流を育成するための土地利用の促進の一部を改定する。

(37ページ)

#### 【改定前】

○ 新土地需要エリア、スマートIC利活用エリア、市街地形成検討地区（工業系）における、輸送用機械関連産業、先端材料活用関連産業、住生活関連産業、モータースポーツ関連産業及び物流関連産業等の立地誘導を推進します。

#### 【改定後】

○ 新土地需要エリア、スマートIC利活用エリア、市街地形成検討地区（工業系）における、輸送用機械関連産業、先端材料活用関連産業、住生活関連産業、モータースポーツ関連産業及び物流関連産業等の立地誘導を推進します。また、市街化区域から相当の距離にある等やむを得ない場合に限り、これら産業の立地誘導に伴う労働力の確保を目的とした計画的な土地利用を図ります。